（再資源化事業計画の記載事項）

第三条　法第十条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該申請に係る再資源化事業において認定後一年間に処理される見込みの使用済小型電子機器等の数量

二　当該申請に係る再資源化事業において廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

三　法第十条第二項第六号に規定する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

（再資源化事業の内容の基準）

第四条　法第十条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　使用済小型電子機器等の引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。

二　使用済小型電子機器等から密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、機器の記憶保持用のものを除く。）、蛍光灯、ガスボンベ及びトナーカートリッジ（以下「密閉形蓄電池等」という。）を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該密閉形蓄電池等の処理を自ら行うか、又は当該処理を業として行うことができる者に当該密閉形蓄電池等を引き渡すこと。

三　使用済小型電子機器等からフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。以下同じ。）を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら又は他人に委託して適正に行うこと。

四　破砕、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを高度に分別して回収し、当該回収により得られた物（以下「回収物」という。）に含まれる次に掲げる資源の再資源化、熱回収（回収物の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。）又は安定化（以下「再資源化等」という。）を自ら行うか、又は当該再資源化等を業として行うことができる者に当該回収物を引き渡すこと。

イ　鉄
ロ　アルミニウム
ハ　銅
ニ　金
ホ　銀
ヘ　白金
ト　パラジウム
チ　セレン
リ　テルル
ヌ　鉛
ル　ビスマス
ヲ　アンチモン
ワ　亜鉛
カ　カドミウム
ヨ　水銀
タ　プラスチック

五　個人情報が記録されている使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

六　再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

七　使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては、当該使用済小型電子機器等が適正に動作することを確認すること等を行うことにより、再使用を適正に行うこと。

八　再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

（区域の基準）

第五条　法第十条第三項第二号の主務省令で定める基準は、同条第二項第四号に掲げる区域が、次に掲げるいずれかの区域（第三号に掲げる区域にあっては、当該区域の人口密度が一平方キロメートルあたり千人未満であるものに限る。）の全域から構成されていることとする。

一　北海道、北海道及び青森県又は北海道、青森県及び秋田県若しくは岩手県

二　沖縄県、沖縄県及び鹿児島県又は沖縄県、鹿児島県及び熊本県若しくは宮崎県

三　三以上の隣接する都府県（沖縄県を除く。）

（法第十条第三項第三号の主務省令で定める基準）

第六条　法第十条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者及び法第十条第二項第六号に規定する者の能力に係る基準

イ　再資源化事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ　使用済小型電子機器等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合にあっては、使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設に係る基準

イ　第四条第四号イからタまでに掲げる資源の再資源化等その他使用済小型電子機器等の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合にあっては、搬入された使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ　携帯電話端末及びＰＨＳ端末並びにパーソナルコンピュータに記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じた施設であること。

（認定証）

第七条　主務大臣は、法第十条第三項の認定若しくは法第十一条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項若しくは第三項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　使用済小型電子機器等の収集を行う区域

四　使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地

五　法第十条第二項第六号に規定する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別